

事務連絡
令和2年12月24日

各都道府県 PFI 担当官 殿
各都道府県市区町村担当官 殿
各政令指定都市 PFI 担当官 殿

内閣府 民間資金等活用事業推進室

建築基準法第 48 条のただし書に基づく許可に関する関係部局との連携について

平素より PFI の推進に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 48 条の規定のただし書に基づく許可（以下「特例許可」という。）に関する運用について、国土交通省住宅局市街地建築課から各都道府県建築行政主務課長宛てに、許可手続の円滑化を図る観点から、別添のとおり通知（以下「市街地建築課通知」という。）が発出されました。

については、円滑かつ適切な運用を図るために、PFI 事業担当部局におかれては、市街地建築課通知について御了知いただくとともに、特例許可の判断をするために建築計画に記載すべき内容や必要となる手続等について情報提供を受けるなど、関係部局との連携をより一層図っていただくようお願いいたします。

各都道府県市区町村担当課におかれては、貴都道府県内市区町村（政令指定都市を除く。）に対しても本通知について周知いただくようお願いいたします。

以上